

議案第3号

高根沢町町税条例の一部改正について

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年6月7日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町町税条例の一部改正の概要について

1 改正理由

令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等に準じ、同日付けで公布した高根沢町町税条例等の一部を改正する条例（令和4年高根沢町条例第15号）による改正以外の部分について、所要の改正をしようとするものです。

2 改正概要

(1) 「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例割合の変更

下水道除害施設（※）に係る固定資産税の課税標準に乗じる割合を4分の3から5分の4に変更するもの
（附則第10条の2第2項）

（※） 下水道除害施設とは、公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を除去するために設置された施設です。法改正により、適用対象施設が、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものに限定されます。

現在、本町に該当の施設はありません。

(2) 「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例項目の新設

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域（※）として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準を、その価格に4分の3を乗じて得た額とするもの
（附則第10条の2第24項）

（※） 貯留機能保全区域とは、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域です。

現在、県内で該当する区域の指定はありません。

3 施行日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

高根沢町条例第 号

高根沢町町税条例の一部を改正する条例

高根沢町町税条例（昭和33年高根沢町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>5分の4</u> とする。 <u>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>25</u> （略） <u>26</u> （略）	附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は <u>4分の3</u> とする。 <u>24</u> （略） <u>25</u> （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高根沢町町税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。